

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年6月11日（令和7年（行情）諮問第672号）

答申日：令和7年11月12日（令和7年度（行情）答申第566号）

事件名：「部外者からの不自然な働き掛けへの対応及び外国政府機関関係者等との接触要領について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「部外者からの不自然な働き掛けへの対応及び外国政府機関関係者等との接触要領について（通達）（海幕情第1460号。30.8.20）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月16日付け防官文第11779号及び令和2年6月24日付け同第9579号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

（2）審査請求書2（原処分1について）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情

報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（２０頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

（３）審査請求書３（原処分２について）

ア及びイ 上記（２）ア及びイと同旨。

ウ 上記（２）ウに加え、以下を追記。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 上記（２）エと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 開示実施申出先の内線番号の表記を求める。

開示実施申出先の内線番号が表記されておらず、連絡を取ることができないのでその表示を求める。

ク 複写の媒体としてDVD-Rでの選択できることを求める。

法に基づき、複写媒体としてDVD-Rが選択できるように求める。

（４）意見書

意見：過去に開示された程度は開示可能である。

過去に諮問庁が開示した文書と同程度の内容は開示可能であると思われる。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

本件開示請求は、「海幕情第１４６０号（Ｈ３０．８．２０）。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年１２月１６日付け防官文第１１７７９号により、本件対象文書の１枚目のみについて、法９条１項の規定に基づく開示決定

処分（原処分１）を行った後、令和２年６月２４日付け同第９５７９号により、本件対象文書の１枚目を除く部分について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年５か月、約５年４か月及び約４年１１か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２ 法５条該当性について

本件対象文書中、２ページないし７ページ及び９ページないし１９ページのそれぞれ一部については、防衛省・自衛隊における外国政府関係者等との接触要領に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。本件審査請求を受け、本件対象文書の同条該当性を改めて検討した結果、別表に掲げる部分については、同号に該当せず、開示することとするが、そのほかの部分については、原処分のおり同号に該当するため不開示を維持することとする。

３ 審査請求人の主張について

- （１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、上記２のおり、本件対象文書の法５条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち一部を開示することとするが、そのほかの部分については、同条３号に該当することから当該部分を不開示としたものである。
- （２）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- （３）以上のことから、上記２及び上記（１）のおり、不開示とした部分の一部を開示することとするが、審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和７年６月１１日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年７月１７日 審議

- | | |
|----------------|-------------------|
| ④ 同日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ⑤ 同年 1 1 月 6 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第 1 のとおりであり、処分庁は、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分において不開示とされた部分のうち、別表に掲げる不開示部分については開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分 1 に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示維持部分には、海上自衛隊における外国政府関係者等との接触要領等に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、海上自衛隊から不正に情報を入手しようとする者をして、関係者への各種工作活動や態勢の弱点をついた行動を採ることを容易ならしめるなど、海上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別表（諮問序が開示することとした部分）

新たに開示する部分	
3 ページ	（14）の1行目及び2行目の不開示部分
	（15）の1行目及び2行目の不開示部分
5 ページ	（5）の1行目ないし3行目の不開示部分